

告示

埼玉県告示第三百三十七号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
ときがわ町	地籍図五十三枚雲河原二地区（大令字雲河原の一部）	令和四年四月七日
令和三年度	地籍簿一冊	
時期	地名	称地